

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)
地域名 (地域内農業集落名)	田主丸地区 (吉田町・馬場・村島・港町・二丁目・三丁目・四丁目・怒田・口高・中舎館・板町・町の部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月3日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農地が少なく、地域内の中心的な農業経営体も3経営体しかいない地域である。ほとんどの農地が地区外からの耕作者により作付けされているのが現状であり、自己保全管理農地も目立つ地域である。

地域の中心的な担い手が少ないため、農地の集積、集約と新たな担い手の誘導が大きな課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者: 79人 団体経営体(法人・集落営農組織等) 1経営体

主な作物: 水稲・植木、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である野菜について、新たな担い手の誘致及び農作業の効率化を図ることを目的に、高性能機械等の農業用機械のDX化を進める。

概ね畑地化が推進されている地区であるため、野菜などの高収益作物を生産する担い手を誘致しながら、農地の集積集約化に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	134.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	134.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の殆どの農地は基盤整備が完了している農地である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJA、植木、苗木農協と連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ④地区内で(植木類)が連続して作付けられている水田は、畑地化を進める。
- ⑧野菜農家の誘致促進を勘案して、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。